

平成19年3月28日

平成19年

第3回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

## 平成19年第3回教育委員会定例会会議録

平成19年3月28日午後2時00分大田区教育委員会定例会を開催した。

### 1 出席委員

櫻井光政 委員	委員長
渡邊盛雄 委員	委員長職務代理者
高山美智子 委員	
野口和矩 委員	
細島徳明 委員	教育長

計 5名

### 2 出席した職員

教育委員会事務局次長	佐藤喜美男
庶務課長	平山政雄
教育委員会事務局施設担当課長	金子二朗
学務課長（私学行政担当課長兼務）	鴨志田 隆
指導室長（教育センター所長兼務、 幼児教育センター所長兼務）	野口敏朗
社会教育課長	柿本伸二
大田図書館長	高橋正志

計 7名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第3回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 櫻井光政

○委員長

ただいまから、平成19年第3回教育委員会定例会を開催する。

○ 委員長

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数である。よって会議は成立した。  
傍聴希望者の許可を求める。

(「異議なし」との声あり)

○ 委員長

傍聴を許可する。会議録署名委員に高山委員を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から報告を求める。

○教育長

(資料) 教育界の重要日誌2月分

- 2日、文部科学省、教育現場で禁じられた「体罰」には当たらない懲戒措置の許容範囲を明らかにする。
- 5日、教育再生会議の「学校再生」分科会、第一次報告に盛り込んだ教育委員会制度の抜本的見直しに関する具体的な提言をまとめる。
- 6日、第四期中央教育審議会が初の総会。新会長に劇作家の山崎正和氏を選出する。伊吹文科相が学校教育法、地方教育行政法、教員免許法の改正について審議を要請した。
- 14日、中教審の初等中等教育、教育制度両分科会の合同会議が開かれ、教育関連三法の改正に向けた議論が三月上旬までを目途にスタートする。
- 15日、政府の規制改革会議、教育再生会議分科会がまとめた教委制度改革案について「文科省の裁量行政的な上意下達システムの弊害を助長することがあってはならない」とする見解を公表。
- 27日、全国知事会の麻生渡会長(福岡県知事)、中教審の地方教育行政法改正審議について、「教育分権を進める考え方でやってきた制度改正を逆戻りさせることになる」とし、地方六団体として改めて反対する声明を発表。東京都、中教審で教委が私立学校を指導助言できるよう検討していることに対し、「私学の自主性を損なう恐れがある」と反対する要請文を文科省に送る。
- 東京都日野市立小学校の入学式で「君が代」のピアノ伴奏を拒否し、戒告処分を受けた女性音楽教諭が都教委に処分の取り消しを求めていた訴訟の上告審判決で、最高裁は校長の職務命令は思想・良心の自由を保障した憲法19条に違反しないとの初判断を示す。
- 28日、中教審の初等中等教育、教育制度両分科会が教育関連三法改正案について関係団体から意見聴取する。

(資料) 首相、国の教委への関与強化指示

中教審の教育関連3法案答申受け (19年3月20日 内外教育)

中央教育審議会が3月10日に伊吹文部科学相に答申し、報告を受けた安倍首相の判断が最後の部分に掲載されている。教育関連三法の改正案を三月中に国会に提出。

## 1 中教審の動きについて

- (1) 教育基本法に定められた教育振興基本計画については、特別部会を設置し審議する。今年の5・6月中には中間報告を提出し、7月には答申案をまとめ、夏には閣議決定を行う段取りが示されている。教育再生会議の2次報告が5月に予定されておりそれが反映される。国の予算編成方針が6月に示されるので、振興計画を7月に最終答申をまとめる手順が示されている。この振興計画については、大田区としても非常に関心がある。教育基本法では自治体は国の計画を参考にしつつ基本的な計画を定めるよう努めるという条文があり、計画の中身について努力義務の趣旨を尊重し、この作業手順で進めなければならない。
- (2) 学習指導要領を定める教育課程部会が3月16日に開催され議論されているが、まだ経過報告の段階であるので報告は特にしない。

## 2 教育再生会議について

- (1) 5月の報告に向けて学校再生分科会が3月14日に開催され、授業時数10%増加のための具体案として、夏休み・春休みの1週間短縮、早朝授業の実施、土曜日を活用した補習学習、7時間目の授業導入等を提示し議論している。今後まとまった時点で報告する。
- (2) 教育再生分科会が3月20日に開催され、高校・大学卒業時に学力認定の試験導入を検討することに委員全員が大筋で意見が合致した。現在は安易に卒業しているので、それでは国際的にも大学等の質が問われるため国が考えていく。

## 3 文部科学省の方針について

- (1) 幼稚園評価のガイドラインを今年度中に策定する。幼稚園にも自己評価し公表するよう努力義務が課せられており、ガイドラインを示して促進していく。
- (2) 性教育の在り方を見直し、新たな指導資料を2007年度中に作成する。
- (3) 4・5月を「子どもを見つめよう月間」に設定し、全国的にキャンペーンを展開する。毎月3のつく日を「きちんと見つめしっかりかかわる日」とし全国運動とする。
- (4) 児童・生徒の自殺の問題について、予防のための教師向けの指針をまとめた。

## 4 他県の事例について

### (1) 千葉県

今の子どもたちに一番難しい問題である人間関係づくりについて、小学校1年から中3まで体系的な小中一貫で指導プログラムを開発する。

### (2) 兵庫県

幼児期から成人期の各段階に応じて、総合的な環境学習を県・教育委員会で取り組んでいく方向を発表した。

### (3) 鹿児島県

中学校の基礎学力が低いというデータがあり、それを踏まえ基礎学力定着のために、国語・数学・英語の主要3科目の基本問題の手引きを「鹿児島ベースック」と名付けて作成した。内容は、基本問題、その解法の手引き、練習問題で構

成されている。

(4) 青森県

学校支援ボランティアの成果を冊子にまとめた。活動事例を 5 タイプに分け 33 のケースを紹介している。新たなボランティア活動の展開を期待されるタイプがある。取り寄せれば参考になるのではないか。

5 他市の事例について

(1) 新潟市

各小学校に地域教育コーディネーターを設置する。その方が地域と学校の間を取り持ち様々な教育活動を学校現場で展開していく。大田区でも考えている案である。

(2) 福岡市

地域ぐるみ家庭教育支援事業を展開する。一定のグループで構成し、会則を作成し、特定の活動をすれば、20 万円から 50 万円程度の補助金が支出される。対象は、家庭で教育支援を必要とする保護者・子どもとし、地域ボランティアなどと一緒に自主的・組織的な学習活動をきめ細かく推進していく。なかなか手が届きにくい部分であるがこの事業で対応を図っていく。

6 都内の事例について

(1) 墨田区

若手教員支援室を開設する。教育の専門家を雇用し室長とし、嘱託職員を置いて各校を月に 2・3 回巡回し、現場において若手の指導を行う。学校現場だけでは若手教員が増えてきて十分な指導が出来ないという。大田区としても有効な手段になるのではないかと思う。専門家の協力の下に教員養成のプログラムを開発していく。

(2) 清瀬市

基礎学力の向上のために、小・中学校に教員経験者を学習サポーターとして派遣する。3 つのタイプがあり、1 点目は自学学習タイプで、放課後に出来ないところまで戻って学習する。2 点目は補習授業支援タイプで、夏休みに苦手部分を子どもたちに集中学習させる。3 点目は通常授業支援タイプで、サポーターが授業の中に直接入り個別指導する。

○委員長

教育長の報告に質問、意見はないか。

○野口委員

文科省の取り組みで、4・5 月を「子どもを見つめよう月間」とするようだが、ポスター等はきているのか。

○教育長

文書はまだきていないが、そういう報道があったので紹介した。

○委員長

ほかに質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

## 日程第2 「部課長からの報告事項」

○委員長

部課長からの報告を求める。

○施設担当課長

アスベスト除去工事の最終報告をさせていただく。昨年来から吹き付けアスベストの除去工事を行ってきた。教育委員会所管施設では、平成8年までに建設した118施設を調査し、そのうち22施設37か所から吹き付けアスベストが確認された。露出していた16施設23か所については、17年度に除去した。18年度は天井裏に遮蔽されていた6施設14か所の除去工事を3月までにすべて終えたことを報告する。今年度除去した6施設で、アスベストが空気中に飛散しているかどうか浮遊粉塵を確認したが、いずれも下限値以下であった。これで教育委員会所管施設はすべて吹き付けアスベストの除去が完了した。

○ 学務課長

1. 学校給食費の徴収状況について

(資料) 学校給食費徴収状況

前回の定例会において17年度の学校給食費の徴収状況について報告した。大田区では未納児童・生徒数の割合が0.8%、未納金額は約740万円で、23区中最も未納額が多い状況であった。この結果を受けて今年度徴収状況について追跡調査するようとにご指示を頂き、19年1月末日現在を調査したのがお手元の資料である。上段が19年の1月現在、下段が17年度の状況である。今回の調査の結果、未納がある学校が82校93.2%、児童・生徒数は1,586人4.1%、未納額は約2,270万円1.5%と判明した。年度途中の徴収状況調査は初めてであり、昨年度と比較分析は出来ないが、昨年度の最終状況と比べると、額・人数ともに多くなっているが、平成18年度の最終決算時までには、相当の改善が見込めると判断できる。その理由として1点目、準要保護世帯へ3月末に支給する就学援助費から相当額の徴収が見込まれる。2点目、学校によっては給食費の徴収を12月もしくは1月の時点で終了し、1月・2月以降は未納対策に集中して取り組める学校がある。3点目、1月末現在では約16万円未納があった学校がこの調査表の提出を求めた3月上旬の時点では、約5万円になっており、学校によっては既に改善していることが見られる。4点目、17年度の徴収状況が明らかになった2月以降、各学校で給食費の未納対策が相当強化されている。就学援助制度の周知を再徹底したところ申請件数が増加している。また、生活保護世帯の未納については、学務課と生活福祉課で協議が整い、協力関係を既に構築している。今後

各学校には未納対策を徹底するとともに、教育委員会としてもすべてを学校に任せるのではなく検討していきたい。4月の定例会には2月末日現在の調査結果を報告できるよう事務を進めていきたい。

## 2. 外国人向け各種文書の取扱いについて

### (資料) 就学援助のお知らせ

前回の定例会で学校から保護者に配付している文書について、外国人の方々が内容を理解できるようどのような対応しているかという質問を受け、その際具体的な回答が出来なかつたので今回例示の資料を用意させていただき説明する。資料の1・2ページ目は日本語で就学援助の制度概要の解説、申請方法等を説明している。部分だがそれに対応する箇所について英語版・中国語版・韓国語版を作成し19年度から配付する。この他児童・生徒の健康状況調査票、結核問診票についても同様の対応をしていきたいと考えている。これら以外についても必要な資料があるか検討を進め、外国人の方々のお子さんが就学・進学する際に不都合が生じないよう対応していきたい。

## ○社会教育課長

### 1. 第60回区民スポーツ大会春季大会開催日程について

#### (資料) 区民スポーツ大会春季日程表

第60回春季区民スポーツ大会の日程について報告する。区民スポーツ大会春季大会については35種目、スポーツ奨励事業として自転車走行会を資料のとおりの日程で開催される。各大会とも財団法人大田区体育協会に委託し、各種目の主管は大田区体育協会加盟のスポーツ団体である。今年の区民スポーツ大会は60回目ということで節目の大会となる。各教育委員の皆様におかれでは、開会式等のごあいさつをお願いしたい。

### 2. 平成18年度スポーツセンターに係る指定管理者の管理評価結果について

#### (資料) 指定管理者施設管理評価シート

昨年4月1日より大森スポーツセンター及び大田区体育館に指定管理者制度を導入するにあたり、両施設の指定管理者となっている財団法人大田区体育協会との間で結んだ協定書の中に、利用者アンケートを実施し改善に努めることとした。この度、来年度の協定を結ぶに当たり、アンケート調査などを含めて管理運営状況などのモニタリングを実施したので報告する。モニタリングの方法は1月29日から2月14日にかけて両施設の利用者アンケート、施設利用者からの評価、事業者である大田区体育協会の自己評価、区の評価を実施した。大森スポーツセンターは32項目、大田区体育館は34項目の業務水準のチェックとヒアリングなどを実施し、アンケート調査と事業者自己評価の観点を加えて総合評価とした。モニタリング結果としては資料のとおりである。大森スポーツセンター、大田区体育館ともに総合評価として良好とさせて頂いた。特に両施設ともに個人情報の保護の徹底が意識付けされていた。このモニタリングから明らかになった今後の課題等もあり、指定管理者の運営面で今後改善すべきもの、設置者として教育委員会が検討すべきものなどあった。改善可能なものについては来年度に実施していきたい。また、新体育館の設備面でもこのモニタリングの結果を活かしていきたい。

### 3. 大田区総合体育館建設基本計画について

大田区総合体育館建設基本計画について報告する。総合結果の基本計画がほぼまとまつた。納入は年度末としているため、本日の委員会には成果物をもって報告できないが、次回の機会に報告させていただきたい。基本計画（素案）を4月11日から4月末日までの間、区民の皆様に閲覧できるようにしたいと考えている。閲覧については社会教育課、各特別出張所、区民センターほか体育施設、文化の森、大田区体育協会で閲覧が可能になるよう考えている。区報4月11日号に閲覧場所のご案内と、区のホームページで全文が閲覧できるようにしたい。

### ○大田図書館長

#### 1. 郷土博物館の臨時休館について

現在郷土博物館において開催中の「大森麦わら細工作品展」が4月8日で終了する。この企画展の終了に伴い常設展に展示替えする。それに合わせて資料の消毒などもこの時期に行わせていただく。そのため、企画展終了後の翌日4月9日(月)の定例の休館日の翌日の、4月10日(火)から14日まで臨時の休館とさせていただき、合わせて6日間で展示替え及び消毒をさせていただきたい。

#### 2. 横穴墓の保存について

横穴墓の保存について報告する。3月31日から鶴の木1丁目に鶴の木松山公園を整備している。この公園内に横穴墓が何基かあり、まちなみ整備課において保存整備を行った。この横穴墓は大田区周辺の特徴的な切り石構造で、入り口が石で囲まれている構造を持つものである。奥行きが約10メートルあり広大な横穴墓である。区内で整備されているものを見られるのはここだけであるので、委員の皆様にもぜひご覧いただきたい。

### ○委員長

ただいまの報告に質問、意見はないか。

### ○高山委員

学務課長からの報告で、就学援助のお知らせを英語版・中国版・韓国語版を作成していただいた。4月の入学生から配付されることで給食費の未納が少なくなると思う。早速作成していただきありがとうございます。

### ○野口委員

小学校1校、中学校1校の卒業式に参加させていただいたが、大田区の小中学校の卒業式の全体的な様子をお聞きしたい。

### ○指導室長

幼稚園から始まり、夜間中学校、中学校、小学校、館山養護学校の卒業式に出席したがつつがなく行われた。特に中学校では心配されていた生徒もきちんと歌を歌っていたという報告も受けた。涙を誘う感激のシーンも見られたようだ。

### ○委員長

ほかに質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

### 日程第3 「議案審議」

○委員長

第9号議案から第20号議案については、特別支援学校制度に関わる議案なので一括して説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第9号議案から第20号議案について説明する。学校教育法の改正による特別支援学校制度の創設に伴い、養護学校の表記を特別支援学校に改める。

○委員長

ただいまの説明に質問はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定してよろしいか

(「異議なし」と声あり)

○委員長

それでは第9号議案、第20号議案について原案どおり決定する。

○委員長

第21号議案から第22号議案については、館山養護学校に関わる議案なので一括して説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第21号議案、第22号議案について説明する。学校教育法の改正による特別支援学校制度の創設に伴い、館山養護学校の名称を館山さざなみ学校に改める。

○委員長

ただいまの説明に質問はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定してよろしいか

(「異議なし」と声あり)

○委員長

それでは第 21 号議案、第 22 号議案について原案どおり決定する。

○委員長

第 23 号議案から第 33 号議案について説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第 23 号議案について説明する。学校教育法の改正による特別支援学校制度の創設に伴い、養護学校の表記を特別支援学校に改めるとともに、文書記号を改める。

第 24 号議案について説明する。学校教育法の改正による特別支援学校制度の創設に伴い、養護学校の表記を特別支援学校に改めるとともに、指導室の事務分掌を変更し、学務課保健給食係の事務分掌中、日本体育・学校健康センターを日本スポーツ振興センターに名称変更する。

第 25 号議案について説明する。学校教育法の改正による特別支援学校制度の創設に伴い、現在、心身障害学級介添人という非常勤職員の名称を特別支援学級介添人に改める。

第 26 号議案について説明する。平成 18 年度職員の給与改定に伴い、非常勤職員の報酬の額を改める他、非常勤職員の名称が変更となつたため規定を改める。また、教育相談員心理職の経験年数による報酬額を、甲乙に分割し引き上げを行う。

第 27 号議案について説明する。学校教育法の改正による特別支援学校制度の創設に伴い、養護学校の表記を特別支援学校に改める。

第 28 号議案について説明する。休息時間の廃止に伴い、規程を整理する。

第 29 号議案について説明する。旧条例で定めていた障害等級や障害の状況等を規則中別表の 1 から 3 に明記し整備した。その他特別支援学校制度の創設に伴い、養護学校の表記を特別支援学校に改める。

第 30 号議案について説明する。地方自治法の改正に伴い教育財産の条例の番号を整備し、教育財産の使用許可について期間を原則として 1 年とすることを明記し改正した。

第 31 号議案について説明する。地方自治法の改正で収入役制度が廃止になり収入役を会計管理者に改める。

第 32 号議案について説明する。本年 4 月から大田図書館を除く区立図書館に指定管理者制度を導入するため、規定を整備する。

第 33 号議案について説明する。総括係長の名称を課長補佐としたため、教育委員会内の規程を整備した。

○委員長

ただいまの説明に質問はないか。

○野口委員

第 28 号議案で、休息時間を廃止するということは、勤務時間はどうなるのか。

○庶務課長

通常の勤務時間は 8 時 30 分から 5 時 15 分までとしている。労働基準法上では 6 時間を越えると 45 分、8 時間を越えると 1 時間の休憩時間を与えることとしている。戦後すぐの昭和 24 年に国の人事院規則により午前 15 分、午後 15 分休憩時間有給で与える規程があり実施していた。民間で同様な制度を取り入れているものは少なく、昨年人事院は規則を改正し休憩時間を廃止した。今回國の改正に合わせ午前 8 時 30 分から 12 時、休憩時間を 12 時から 12 時 45 分、午後は 12 時 45 分から 5 時 15 分の 8 時間勤務とする。今回区全体で調整し教育委員会の規程を整備した。

○野口委員

お昼時間が 45 分では外で食事が出来なくなるのではないか。何か運用はないのか。

○庶務課長

國家公務員は勤務時間を 5 時 30 分までとし 15 分延ばし、昼休みは 1 時間とした。区でも関係者と協議し、例えば 5 時 30 分まで 15 分の勤務時間延長等も検討してきたが、大筋了解を得られたのは、お昼を 45 分とすることで協議が整った。

○委員長

ほかに質問はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定してよろしいか

(「異議なし」と声あり)

○委員長

それでは第 23 号議案から第 33 号議案について原案どおり決定する。

○委員長

第 34 号議案から第 37 号議案については、幼稚園教育職員の給与に関わる議案なので一括して説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第 34 号議案について説明する。幼稚園の園長等の管理職手当を定額制に改める。

第 35 号議案について説明する。管理職手当の改正に伴い従来 100 分の 20 の表記を、園長という具体的な名称に改める。

第 36 号議案、第 37 号議案について説明する。園長の期末・勤勉手当の加算割合を従来 10% から 12% に引き上げる改正である。

○委員長

ただいまの説明に質問はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長  
原案どおり決定してよろしいか  
(「異議なし」と声あり)

○委員長  
それでは第34号議案から第37号議案について原案どおり決定する。

○委員長  
これにより、第3回教育委員会定例会を閉会する。  
(午後3時5分閉会)